

# 教育用端末売却処分仕様書

## 1 件名

教育用端末売却処分

## 2 目的

G I G Aスクール構想実現のために整備したG I G A第一期教育用端末について、文部科学省・経済産業省・環境省の示す使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）により適切に処分を行うことを目的とする。

## 3 入札参加条件

- (1) 入札者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、愛知県を含んでいるものに限る。）を受けており一般社団法人小型家電リサイクル協会にて愛知県で使用済G I G Aスクール端末の再使用・リサイクル対応可能認定事業者として公表されている※<sup>1</sup>、又は資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、入札時・契約時には認定を受けていることを証明する書類（認定証等）を提出すること。
- (2) 処分対象である教育用端末が情報機器である性質を踏まえ、入札者が「4 業務内容」に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績を十分に有していること（前年度の処分実績が本件処分台数を上回ること）。なお、入札時・契約時には前年度の処分実績を示す書類（法令に基づき提出している報告書）を提出すること。
- (3) 上記証明書類について、入札時に入札封筒とは別に提出すること。入札参加条件を満たすことが確認できた入札者の中から落札者を決定するものとする。

## 4 業務内容

- (1) 知多市は、教育用端末（iPad）の残存価値を踏まえ有償で売却を行う。
- (2) 落札者は、使用していた教育用端末（iPad）等（付属品含む）を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度によるもの。）において認定を受けた入札者の再資源化事業計画に従い、回収した教育用端末等を再使用・再資源化する。
- (3) 教育用端末（iPad）に含まれるデータの消去を、「8 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。データ消去作業の再委託は行わない。

## 5 履行期間

契約日の翌日から令和8年12月18日まで

※1 一般社団法人小型家電リサイクル協会 HP <https://www.sweee.jp/giga-recycle.html>

## 6 売却対象物品

対象物品の機器構成及び予定数量、引渡し場所については「別紙：売却物品一覧」のとおりとする。

## 7 引渡しの方法

対象品を引渡す日時・品目・数量等について、契約決定後双方の調整を事前に実施する。落札者は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。

## 8 処分方法

落札者は、引渡しを受けた対象品について、次の方法により処分を実施すること。

- (1) 「小型家電リサイクル法」を遵守し、落札者が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化（再使用出来ない端末））を実施する。
- (2) 教育用端末（iPad）が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- (3) 処分（再使用・再資源化）に当たっては、知多市（教育委員会）が定める「知多市教育情報セキュリティポリシー」に基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式、ブロック消去方式又は暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は2mm を目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。
- (4) データ消去完了後は、端末毎の個体番号、消去方法、消去完了日時、作業者名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、知多市が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、知多市の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (5) 教育用端末（iPad）を再使用する場合は、知多市が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

## 9 履行確認

落札者より提出を受けたデータ消去完了証明書で、各端末のデータ消去作業が完了した事を知多市が確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって業務が履行されたものとみなす。

## 10 協議事項

知多市の担当者との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に知多市と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、知多市の担当者と協議しその指示に従うこと。

## 11 留意事項

### (1) 損害賠償

業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、知多市の責に帰すべきものを除き、全て落札者の責任において処理すること。

### (2) その他

ア 落札者は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。

イ 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、落札者は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。

ウ 入札金額は「別紙：売却物品一覧」に含まれる物品すべてについて、この仕様を満たすために実用なデータ消去、売却物品以外の処分に係る経費等を考慮した上で積算し記載すること。次（エ）に示す内容以外による契約金額の変更は一切行わないものとする。

エ 再使用予定台数について、回収後の実台数と差異が発生した場合には双方の協議によって対応方法を決定するものとする。（液晶割れ・ボタン不良・カメラ不良・充電不良等は処分対象（再使用対象外））

オ iPad 本体以外の周辺機器（充電アダプタ、ケーブル、キーボード付きケース）の処分に係る費用を含めた額で積算すること。

カ 落札者の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、知多市は契約を解除する事ができる。その場合、落札者は落札者の責において全ての物品の原状回復（回収場所への返却等）を行い、知多市はそれに係る費用の補償等は一切行わない。

## 入札説明書

1. 件名 教育用端末売却処分
2. 回収場所 15小中学校 知多市八幡他地内
3. 売却部品 「別紙：売却物品一覧」のとおりとする
4. 契約期間 契約日の翌日から令和8年12月18日まで
5. 履行期間 契約日の翌日から令和8年12月18日まで
6. 入札金額 売却物品一覧に示す物品の買取金額の総額を入札書に記載するものとする  
入札金額には、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする
7. 入札場所 知多市役所学校教育課
8. 入札期限 令和8年6月17日 午前11時
9. 売却代金
  - ・落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を売却代金とする
  - ・売却代金は知多市が発行する納入通知書により納付すること
10. 参加条件 仕様書「3 入札参加条件」に示すとおり、入札時に以下の書類を入札書封筒とは別に学校教育課へ提出すること。
  - ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定を受けていることを証明する書類
  - ・再使用を行うことの許可を受けていることを証明する書類（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に係る再資源化事業計画の認定申請 事業計画別紙）
  - ・タブレットの処分実績（前年度の処分実績が本件処分台数を上回ること）を証明する書類
11. 契約決定
  - ・「10. 参加条件」を満たす者のうち、最低売却価格以上かつ最も入札金額の大きい者を落札者とし、契約を行うものとする
  - ・最高額が複数存在した場合は、くじにて落札者を決定する
12. 引渡条件 売却代金の納付日を契約日とし、契約日以降に引き渡すものとする